

資料-6 規約改正 新旧対照表

旧

中部地方ダム等管理フォローアップ委員名簿

氏 名 所 属

委員長	藤田 裕一郎	岐阜大学名誉教授
委員	石田 典子	元 名古屋女子大学教授
"	沖野 外輝夫	信州大学名誉教授
"	奥野 信宏	名古屋まちづくり公社・ 名古屋都市センター長
"	粕谷 明博	全国管工事業協同組合連合会専務理事
"	駒田 格知	名古屋女子大学教学顧問
"	西條 好迪	一般財団法人自然学総合研究所理事長
"	辻本 哲郎	名古屋大学名誉教授
"	中村 浩志	一般財団法人 中村浩志国際鳥類研究所代表理事
"	長谷川 明子	ビオトープ・ネットワーク中部会長
"	松尾 直規	中部大学名誉教授

(※敬称略 五十音順)

新

中部地方ダム等管理フォローアップ委員名簿

氏 名 所 属

委員長	藤田 裕一郎	岐阜大学名誉教授
委員	石田 典子	元 名古屋女子大学教授
"	奥野 信宏	名古屋まちづくり公社・ 名古屋都市センター長
"	粕谷 明博	全国管工事業協同組合連合会専務理事
"	駒田 格知	名古屋女子大学名誉教授
"	西條 好迪	一般財団法人自然学総合研究所理事長
"	辻本 哲郎	名古屋大学名誉教授
"	中村 浩志	一般財団法人 中村浩志国際鳥類研究所代表理事
"	朴 虎東	信州大学教授
"	長谷川 明子	ビオトープ・ネットワーク中部会長
"	松尾 直規	中部大学名誉教授

(※敬称略 五十音順)

中部地方ダム等管理フォローアップ委員会規約

(名 称)

第1条 本会は、「中部地方ダム等管理フォローアップ委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(設置者)

第2条 委員会は、中部地方整備局長及び独立行政法人水資源機構中部支社長(以下「中部地方整備局長等」という。)が設置する。

(目 的)

第3条 委員会は、「ダム等の管理に係るフォローアップ制度の実施について(平成14年7月24日国河環第32号)」(国土交通省河川局長達)に基づき、フォローアップ調査の実施、結果の分析及び評価について中部地方整備局長等に対して意見を述べ、ダム等の管理の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上に資することを目的とする。

(対象ダム等)

第4条 委員会の対象ダム等は、別表のとおりとする。

(委員会)

第5条 委員会の委員は、学識経験を有するもののうちから、中部地方整備局長等が委嘱する。

2 委員会には委員長を置くこととし、委員長は委員間の互選によってこれを定める。

3 委員長は会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(特別委員)

第6条 委員会は、ダム等に関するモニタリング調査もしくは定期報告書にとりまとめられた調査結果の分析・評価について検討を行うため必要がある場合には、委員会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、当該ダム等に関し学識経験を有する者のうちから、中部地方整備局長等が委嘱する。

(モニタリング部会)

第7条 中部地方整備局長等は、特定のダム等についてモニタリング調査が実施される期間、委員会にモニタリング調査計画の作成又は変更及びその調査結果の分析・評価について意見を聞くため当該ダム等毎にモニタリング部会（以下「部会」という。）を設置することとする。

2 委員会は、部会の意見をもって、当該ダム等に係るフォローアップ調査についての委員会の意見とすることができることとする。

3 部会の名称は〇〇ダム（又は〇〇堰）モニタリング部会（以下「部会」という。）とする。

4 部会に属すべき委員及び特別委員は、委員長が指名する。

5 部会長

（1）部会には部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。

（2）部会長は部会の事務を掌理する。

（3）部会長に事故がある時は、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議 事)

第8条 委員会、部会（以下「委員会等」という。）の会議は、それぞれの会長が召集し、議長をつとめる。

2 会議は委員及び議事に関係のある特別委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。

3 議事運営については、委員及び議事に関係のある特別委員の意見を聞いて定めることとする。

4 会議の終了の都度、その議事内容の概要を公表することとする。

(委員会又は部会の意見)

第9条 委員会は、フォローアップ調査の内容及びその調査結果の分析・評価について、委員及び特別委員の意見を取りまとめ、委員会の意見として述べることとする。

2 部会は、モニタリング計画の策定及び調査計画の内容及びモニタリング調査結果の分析・評価について、部会に属する委員及び特別委員の意見を取りまとめ、部会の意見として述べることとする。

(資料の提示)

第10条 中部地方整備局長等は、委員会等の審議に際し、フォローアップ調査の内容及びその調査結果の分析について説明を行い、委員会等からの求め

に応じ必要な資料を提供する。

2 中部地方整備局長等は、特定のダム等に関するモニタリング調査検討結果について、委員会の求めに応じて説明を行い必要な資料を提供する。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、中部地方整備局河川部及び独立行政法人水資源機構中部支社事業部に置く。

(雑 則)

第12条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成8年7月11日から施行する。

(一部改正)

平成12年11月27日

平成13年 3月 8日

平成14年 3月11日

平成15年 2月19日

平成17年 1月24日

平成18年 1月16日

平成18年12月13日

平成19年12月20日

平成23年 1月24日

平成24年12月11日

平成25年12月16日

平成27年 1月30日

平成27年12月14日

平成28年12月19日

平成29年12月14日

令和 3年 1月26日

令和 4年12月 9日

別表

対象ダム等

美 和 ダ ム	中部地方整備局所管
小 渋 ダ ム	中部地方整備局所管
新 豊 根 ダ ム	中部地方整備局所管
矢 作 ダ ム	中部地方整備局所管
丸 山 ダ ム	中部地方整備局所管
横 山 ダ ム	中部地方整備局所管
蓮 ダ ム	中部地方整備局所管
長 島 ダ ム	中部地方整備局所管
小 里 川 ダ ム	中部地方整備局所管
寒 狭 川 堰	中部地方整備局所管
岩 屋 ダ ム	水資源機構中部支社所管
阿 木 川 ダ ム	水資源機構中部支社所管
※ 長 良 川 河 口 堰	水資源機構中部支社所管
味 噌 川 ダ ム	水資源機構中部支社所管
徳 山 ダ ム	水資源機構中部支社所管

※ モニタリング部会対象ダム等

中部地方ダム等管理フォローアップ委員名簿

	氏 名	所 属
委員長	藤田 裕一郎	岐阜大学名誉教授
委 員	石田 典子	元 名古屋女子大学教授
"	奥野 信宏	名古屋まちづくり公社・名古屋都市センター長
"	粕谷 明博	全国管工事業協同組合連合会専務理事
"	駒田 格知	名古屋女子大学名誉教授
"	西條 好廸	一般財団法人自然学総合研究所理事長
"	辻本 哲郎	名古屋大学名誉教授
"	中村 浩志	一般財団法人中村浩志国際鳥類研究所代表理事
"	朴 虎東	信州大学教授
"	長谷川 明子	ビオトープ・ネットワーク中部会長
"	松尾 直規	中部大学名誉教授

(※敬称略 五十音順)